

報道機関各位

建設業者等に対する指名停止措置について

下記のとおり、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている当該業者に対し、指名停止を行うことを決定し通知しましたので、お知らせします。

記

1 事実概要

明光技研株式会社の代表者は、高畠町発注の橋の補修設計に関する指名競争入札において、同町職員から不当に価格情報を得て、入札の公正を害したとして、令和 7 年 2 月 16 日公契約関係競売入札妨害の疑いで山形県警に逮捕された。

このことは、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第15号（競売入札妨害又は談合）に該当すると認められるので、当該業者に対し、下記により指名停止の措置を行う。

2 指名停止業者

名 称	住 所	業者番号
明光技研株式会社	山形県南陽市西落合566―1	A0574001

3 指名停止の期間 令和 7 年 2 月 21 日～令和 8 年 2 月 20 日（12か月）

<参考>

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱
別表 指名停止基準第15号（競売入札妨害又は談合）

指名停止事由

15

県又は県内の他の公共機関と締結した調達契約に関し、役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

（問合せ先）建設企画課 課長補佐 庄 司
電話 023-630-2630
報道監 県土整備部次長 森谷